

**県市町村行政情報ネットワークシステム  
検討結果報告書**

**平成13年3月**

**県市町村行政情報ネットワークシステム検討会議**

## 目 次

<b>1 . 情報化の現状と展望</b> .....	<b>3</b>
( 1 ) 情報通信ネットワークの動向 .....	3
( 2 ) 電子政府実現に向けた政府の取り組み.....	3
( 3 ) 県および市町村の情報化の動向 .....	4
<b>2 . 県市町村行政情報ネットワークシステム構築に向けて</b> .....	<b>5</b>
( 1 ) 県市町村行政情報ネットワークシステム構築の必要性 .....	5
( 2 ) ( 仮称 ) おうみ自治体ネットと総合行政ネットワーク .....	6
<b>3 . 県市町村行政情報ネットワークシステム仕様の検討</b> .....	<b>7</b>
( 1 ) システムの概要 .....	7
( 2 ) アプリケーションの検討 .....	9
( 3 ) 電子自治体推進緊急整備事業を活用したシステム導入 .....	24
<b>4 . 行政情報ネットワーク仕様の検討</b> .....	<b>29</b>
( 1 ) ネットワーク構成 .....	29
( 2 ) 県市町村の接続仕様.....	32
<b>5 . 運用管理方法の検討</b> .....	<b>37</b>
( 1 ) 運営主体.....	37
( 2 ) 運用管理項目.....	38
( 3 ) 運用基準 ( ガイドライン ) .....	41
<b>6 . 今後の検討課題</b> .....	<b>46</b>
( 1 ) 県市町村行政情報ネットワークを利用した各システムの一元化 .....	46
( 2 ) 総合行政ネットワークへの対応 .....	46
( 3 ) セキュリティ技術進歩への対応 .....	47

**資料編**.....48

[\(資料1\)](#) 県市町村行政情報ネットワークシステム検討会議会則 .....49

[\(資料2\)](#) 県市町村行政情報ネットワークシステム検討会議代表者会議運営要領...51

[\(資料3\)](#) 県市町村行政情報ネットワークシステム検討会議 検討経過.....53

[\(資料4\)](#) びわ湖情報ハイウェイ構築イメージ図.....55

[\(資料5\)](#) 電子自治体推進緊急整備事業費補助金交付要綱.....56

# 1 . 情報化の現状と展望

## ( 1 ) 情報通信ネットワークの動向

近年の情報通信技術（ I T ）の飛躍的な進歩は、我が国の社会経済のさまざまな分野において大きな変化をもたらしている。特にインターネットの急速な普及は電子商取引や S O H O （スモールオフィス・ホームオフィス）などを大きく発展させる可能性を持っており、日常生活や仕事のあり方も大きく変わってくることが予想される。

また、携帯電話とインターネットの融合や A S P （ Application Service Provider ）など新たなサービスの形態や仕組みが生まれてきており、 I T の恩恵を誰もが安価に日常的に受けることができる可能性が広がりつつあり、 I T は我が国の経済的な発展や国民のより豊かな暮らしを実現させるものとして期待されている。

こうした状況の中、平成 12 年 7 月には、 I T 革命の恩恵を全ての国民が享受でき、国際的にも競争力を持つ「 I T 立国」の形成を目指すため、「 I T 戦略本部」が内閣に設置され、官民一体となった取り組みが進められている。また、11 月には、社会のあらゆる分野で創造的かつ活力ある発展が可能となるよう高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（ I T 基本法）が成立し、高度情報通信ネットワーク社会に向けた施策の基本的な枠組みが定められたほか、平成 13 年 1 月には、政府により「 e - J a p a n 戦略」が発表され、我が国が 5 年以内に世界最先端の I T 国家となることを目指すための具体的な戦略が示された。

## ( 2 ) 電子政府実現に向けた政府の取り組み

e - J a p a n 構想においては、文書の電子化、ペーパーレス化および情報ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務改革を重点的に推進することにより、2003 年度には、電子政府の実現するという目標を掲げている。

政府においては、中央省庁が行政間の情報ネットワークである「霞ヶ関 W A N 」を既に構築しており、各省庁間での情報の共有化、事務の効率化が図られている。

自治省においては、平成 14 年度から本稼働する予定の住民基本台帳ネットワークシステムをはじめ、印鑑登録証明と同等の効力を持つ個人認証等をネットワーク上で実現するための認証基盤の構築や、国、県、市町村をつなぐネットワークである総合行政ネットワークの構築に向けた検討が急速に具体化している。

また、平成 12 年 8 月には、「 I T 革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」が示され、国だけでなく県や市町村においても本格的な電子自治体に向けた取り組みを要請している。さらに、12 月には、この指針を踏まえた

地域IT推進のためのアクションプランが策定され、各自治体においても総合行政ネットワークの整備、庁内LAN・一人一台パソコンの整備、住民からの申請・届出等のオンライン化の推進などの早期実現が求められているところである。

### (3) 県および市町村の情報化の動向

滋賀県では、インターネットの急速な普及に代表される情報通信社会の急速な進展のなかで、すべての住民・企業等が、高度情報化の恩恵が受けられ、ネットワークの活用を通じて様々な主体が活発な情報交流を行うことにより、地域を超えた連携や交流ができる社会の実現をめざして、平成11年9月に「びわ湖情報ハイウェイネット計画」を策定した。

その中での戦略的な取り組みとして、「びわ湖情報交流共同体《BICSネットワーク》」の構築を掲げており、現在、その実現に向けて滋賀県独自の地域間ネットワークの構築が進められている。こうしたネットワークインフラを活用して各種行政情報システムの円滑な稼働や県民の情報利用の促進、さらには産業分野での活用など様々なアプリケーションの実現が求められている。

今後においては、特に県民との接点の大きい行政の情報化が不可欠であり、かつ、一自治体だけの情報化だけでは、地域を超えて活動することが多くなった住民の多様で高度なニーズに対応できないため、各自治体のネットワーク化による情報共有を図ることが必要になっている。

そのため、県では、平成13年1月に滋賀県電子県庁等IT推進本部を設置し、電子県庁の推進やびわ湖情報ハイウェイの構築、庁内の基盤整備などに取り組んでいるとともに、IT戦略滋賀県懇話会をあわせて設置し、行政だけでなく県民や事業者との幅広い連携を視野に入れた取り組みが始まっている。

また、市町村においても、庁内LAN整備に向けた取り組みが始まっているほか、情報通信技術（IT）講習推進特例交付金制度が創設されたことから住民向けのIT講習が進められることになり、公共施設を中心に機器整備や地域内のネットワーク整備が進められている。さらに小中学校等教育施設についても情報機器の充実やネットワーク整備が図られており、地域の情報化のすそ野が広がってきている。

## 2. 県市町村行政情報ネットワークシステム構築に向けて

### (1) 県市町村行政情報ネットワークシステム構築の必要性

これまで県と市町村間を結ぶ一般的な情報ネットワークはなく、各担当部局間においては、郵便、電話、ファックスなどを使った連絡調整が中心であったが、情報化の現状や展望を鑑みると、新たな技術を活用することで今まで以上の行政サービスの向上や業務の効率化が図れることが期待されることから、県市町村行政情報ネットワークの構築の必要性を整理する。

#### 行政サービスの向上

行政サービスの向上を目的とする各行政分野における情報化の推進に向けては、各自治体が個々に情報化を推進することだけでなく、住民の多様なニーズに対応するため各自治体が集積した情報を相互に利活用できる環境整備が必要である。

#### 業務処理の迅速化・効率化

情報化による業務の効率性向上に向けては、各自治体内部での情報共有に加え、各自治体間で情報を共有し、速やかに情報の交換ができる環境整備が必要である。電子メールは、郵便、電話、FAXの欠点を補完する新たな通信手段となるものであり、これからの業務には不可欠の通信手段となりつつある。

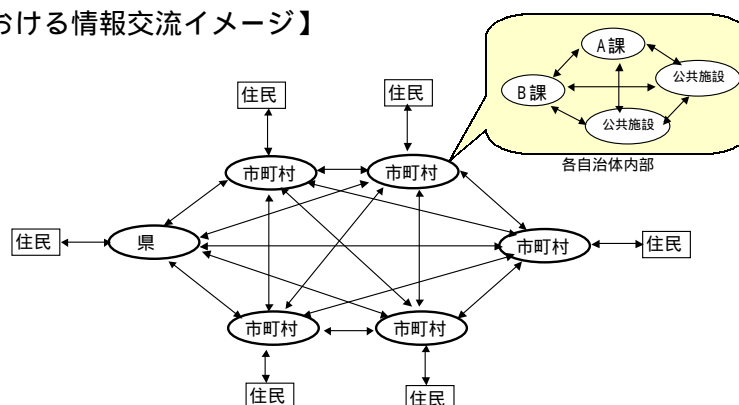
#### 横断的・広域的行政サービスの提供

従来、郡内や同一県事務所管内などの隣接する市町村による交流が中心であったが、住民の日常生活圏は広域化などにより市町村の枠を超えた連携やサービスの提供は不可欠になってきている。今後、自治体間における情報の共有化や各種調整等が可能となる情報ネットワークの構築が必要となる。

#### 自治体の情報化の推進

各自治体がネットワーク化に向けた取り組みを協働して行う過程の中で、各自治体内部での情報化を推進する職員の交流や共同での研修・啓発活動を実施することにより、自治体の情報化の推進が図れる。

#### 【自治体における情報交流イメージ】



## (2) (仮称)おうみ自治体ネットと総合行政ネットワーク

縣市町村間のネットワークシステム構築の必要性で掲げられた、行政サービスの向上、業務処理の迅速化・効率化、横断的・広域的行政サービスの提供、自治体の情報化の推進といった観点から情報化を進めていくためには、総合行政ネットワークがめざす国や他の都道府県およびその中の市町村などとの全国的な視野での情報共有への対応とともに、地域に密着した県内の自治体間の連携が重要となってくる。

つまり、地域的なつながりがあり、また、住民から身近な存在である自治体相互間による情報共有を進めることにより、業務をより効果的に進めることができるものと考えられ、縣市町村間および県内市町村相互間による県内独自の使いやすいネットワークおよびアプリケーションが不可欠となる。全国の各都道府県においても各地域における行政アプリケーションサービスが必要であることは認識されているところであり、独自の県域ネットワークづくりの動きも多い。

現在、県において県庁および県の各機関や市町村等の間を結ぶ基幹ネットワークの整備が進められており、県全体の情報化を進めるためにもこの基幹ネットワークを活用し、総合行政ネットワークとは独立した縣市町村間のネットワークシステム( (仮称)おうみ自治体ネットと呼ぶ。 ) の構築が求められている。システムの構築にあたっては、県と市町村および市町村相互間のみならず関係機関である市長会、町村会さらに広域連合や一部事務組合等との連携も重要となり、それらに柔軟に対応できるシステムとする必要がある。

総合行政ネットワークについては、国、都道府県、市町村間、最終的には、霞ヶ関WANとの接続をも視野に入れた行政専用の閉じたネットワークであり、都道府県に対しては平成13年度までの、市町村には15年度までの接続を要請されることとなっている。(仮称)おうみ自治体ネットは独自のネットワークシステムではあるが、将来的には、重複投資の回避や業務の効率性の観点などから総合行政ネットワークとの統合を検討する必要があることから、拡張性、柔軟的のあるシステムとして整備していくことが求められる。

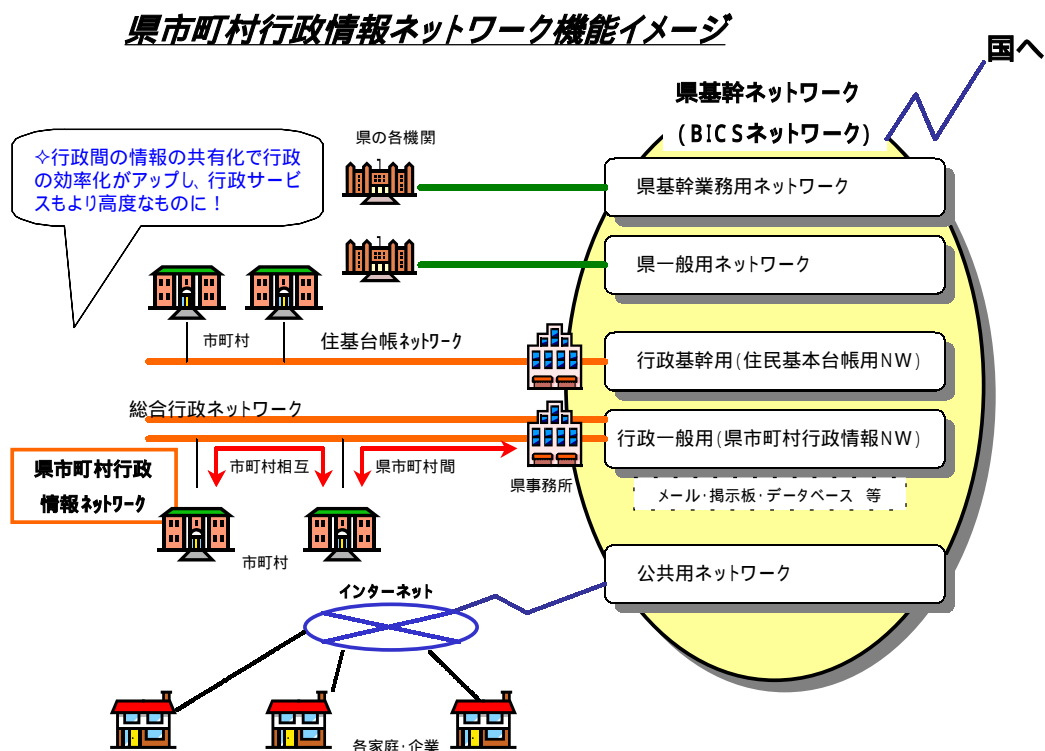
### 3 . 県市町村行政情報ネットワークシステム仕様の検討

#### (1) システムの概要

システムの基本的な考え方

県市町村行政情報ネットワークシステムは、平成 11 年 9 月に策定された「びわ湖情報ハイウェイネット計画」の中で示された、「びわ湖情報交流共同体《B I C S ネットワーク》」を支えるインフラとして滋賀県独自の地域間ネットワークの構築がされることから、そうしたネットワーク・インフラの活用によって、県市町村間(市町村相互間)における情報の共有による事務の効率化、行政サービスの充実、高度化を図っていくことを目的とする。

また、ネットワーク構成やシステム構成については、現在、各市町村等で整備されている個々の状況に対応するとともに、将来的に総合行政ネットワークとの接続にも柔軟に対応していけるものとし、機器整備やシステムの開発等において整合性を図っていくものとする。





## ネットワーク構成

- ・基幹ネットワークとして県が整備を進めている「びわ湖情報ハイウェイ」（県の行政情報ネットワークを階層化し、県市町村間および市町村相互間が使用する行政一般層としての階層）を利用する。
- ・セキュリティ（安全性）を重視するため、利用者を行政（関係団体を含む。）に限った閉じたネットワークとし、インターネットとの相互接続は行わない。
- ・県および市町村のネットワーク規模、多様な導入システムや方法の違いに対応できる仕様を検討する。（アクセス回線として、専用線接続、ダイヤルアップ接続への対応。ただし、情報セキュリティの確保が困難と考えられる無線接続については、今回は検討対象外とする。）
- ・通信プロトコルとしては、インターネット標準であるTCP/IPを採用する。
- ・基幹ネットワークへのアクセスは、県が設置するアクセスポイント（県事務所）へ接続するものとする。

## システム構成

- ・基本となるシステムは、電子メールおよびWeb技術を利用したシステムとし、基本的にWebブラウザによるインタフェースの統一を図るとともに、各アプリケーションについては、サーバ側での運用を原則とする。
- ・当初において、サーバ等は、センター側1カ所に配置することとし、各ノード（県事務所）にサーバ等は設置しない。
- ・クライアント（県、市町村側の各端末）については、Webを基本システムとすることから、ブラウザが稼働するものであれば、機種、OS等に左右されないため、現在の個々の整備環境を前提としたシステムとなる。（ただし、使用するブラウザの統一を行う必要も考えられるので、その種類、バージョン等によりパソコン側に一定のスペックが要求される場合はある。）

## Webベースのシステムのメリット

すべての処理をグループウェアサーバ側で行なうため、利用者側は、基本的にブラウザが稼働するパソコンがあればよいため、導入の手間がほとんどいらない。グループウェアの運用はブラウザを基本とするので、インターネットを利用する感覚で誰でも簡単に操作することができる。  
管理コスト等の費用面で節約できる。

## (2) アプリケーションの検討

(仮称)おうみ自治体ネット上で稼働することとなる業務アプリケーション等を検討するため、平成12年8月に、各市町村のネットワーク整備状況やネットワークの利用可能性についてのニーズ調査を実施した。以下に、その結果の概要をとりまとめる。

### 県市町村ネットワーク活用業務調査の結果概要(主な内容)

調査実施時期	平成12年8月
調査対象	滋賀県内市町村情報担当課(50市町村)
調査方法	調査紙調査
回収数	50市町村(回収率100%)
設問内容	・ネットワーク整備状況 ・情報ネットワーク利用ニーズ

#### 1) ネットワーク整備状況

##### ア. LAN整備

業務系LANは42団体が導入しているのに対し、情報系LANは17団体にとどまるが、計画も含めると35団体が情報系LANを導入または計画しており、今後も増えることが予想される。

情報系LANの機能としては電子メールや掲示板、施設・会議室・公用車の予約が多い。

##### 【業務系LANの導入状況】

	市町村数
導入済み	42
計画中	2
未整備	6

##### 【情報系LANの導入状況】

	市町村数
導入済み	17
計画中	18
未整備	15

##### イ. グループウェアの導入状況

情報系LANを導入または計画している市町村のほとんどがグループウェアの利用を想定している(34団体)。

【グループウェアの導入状況】

	市町村数
導入済み	15
計画中	19
未整備	11
無回答	5

【導入ソフトの状況】

ソフト名	市町村数
スターオフィス	5
ロータスノート	5
その他	7
検討中、未定	16
無回答	1

\* その他はグループマックス、OA委員会、  
 エクスチェンジ など

2) インターネットの利用状況

ア. インターネット接続

42 団体がインターネットに接続している。接続方法はダイヤルアップが 26 市町村、専用線は 6 団体で、専用線の内訳は、128kbs が 4 団体、512kbs が 1 団体、ケーブルテレビ回線利用が 1 団体となっている。

【接続の有無】

	市町村数
接続済み	42
未接続	8

【接続方法】

	市町村数
専用線	6
ダイヤルアップ	36

イ. ブラウザ、メールソフト

ブラウザはインターネットエクスプローラー (38 団体)、メールソフトはアウトルック (エクスプレス) (38 団体) が最もよく使われている。

【使用ブラウザ】

ブラウザ名	市町村数
インターネットエクスプローラー	38
ネットスケープ	3
無回答	2

【使用メールソフト】

メールソフト名	市町村数
アウトルック (エクスプレス)	38
メッセージャー	3
その他	1
無回答	2

3) ネットワークを活用した業務等について

ア. 県・市町村間 (市町村間を含む) の業務で効率化が期待されるもの (頻度が月 1 回以上の業務について効率化が期待される業務)

県・市町村間

行政全般にわたり、利用ニーズが存在する。県から市町村へ一斉に通知する事務や調査票を配布、回収する事務、あるいは県・市町村間で情報を共有すべき情報などが期待される。

(例) 個人県民税払込通知、各種統計調査報告(人口推計調査、人口動態調査、国民健康保険事業状況報告、介護保険事業状況報告、教育関係調査など)、観光案内・イベントなど

【県・市町村間の業務】

頻度：1	月1回程度	形式：1	数値主体
2	週1回程度	2	文字主体
3	日常的に発生		

分野	効率化が期待できる業務	頻度	形式	県担当課
総務部門	県条例・規則・要綱・広報の検索、照会等	3	1	総務課
	起債事務	3	1	市町村振興課
	選挙開票速報業務	1	1	市町村振興課
	各種自治省統計	1	1	市町村振興課
	交付税関係調査	3	1	市町村振興課
	個人県民税払込通知	1	1	県事務課
	滞納者実態調査	3	2	県事務課
企画部門	行事予定報告	1	2	県事務課
	各種統計調査	1	1	情報統計課
	広報誌掲載に係る業務	3	2	各課
産業部門	月別下水道普及状況調書	1	1	水道計画課
	積算システム(ソーザー)	3	1	農政課
	農業委員会業務(許認可業務)	3	2	農政課
	農業農村整備事業採択業務	3	2	農村整備課
	観光案内、イベント等の掲示システム化	1	2	商工観光政策課
	職業安定協力員の相談報告	1	2	労政能力開発課
	倒産関連中小企業認定件数	1	1,2	中小企業振興課
民生部門	国民健康保険事業状況報告	1	1	医療保険課
	老保月報報告	1	1	健康対策課
	人口動態調査	1	1,2	健康福祉政策
	消費者相談事例報告	1	2	県消費生活セ
	福祉行政報告例	1	1	児童家庭課

	障害福祉関連業務	1	1	障害福祉課
	献血報告	1		医務薬務課
	介護保険事業状況報告	1	1	レイカ <sup>®</sup> イ <sup>®</sup> 推進課
環境衛生部門	市町村等分別収集等の状況報告	1	1	廃棄物対策課
	ゴミ収集量報告	1	1	廃棄物対策課
	公害関係届出資料 <sup>®</sup> - <sup>®</sup> ス化	1	2	県事生活環境
	下水道の有収水量報告	1	2	下水道計画課
土木部門	積算単価情報	3	1	監理課
	建築確認データ	3	2	住宅課
	設計積算数値検索業務	2	1	建築課
	建築物災害報告	1	1	土木事務所
	補助事業契約状況報告	1	1	道路課
	補助事業進捗状況報告	1	1	都市計画課
	道路法に基づく許認可申請	3	2	土木事務所
	下水道普及率	1	1	下水道事務所
教育部門	指導事務内容報告書	1	1	学校教育課
	小中学校児童生徒問題行動等調査	1	1	学校教育課
	各種月例報告	1	2	学校教育課
	県負担教職員の人事事務に関する書類	3		教職員課
	交通事故速報	3	2	保健体育課
	イベント開催案内	1	2	生涯学習課
	視聴覚教材等の利用	1	2	生涯学習課
	青少年育成指導員の勤務状況報告	1	2	生涯学習課
	文化情報	3	2	文化振興課
	県立図書館蔵書の検索、予約業務	3	2	県立図書館
	文化情報	3	2	文化振興課
	県立図書館蔵書の検索、予約業務	3	2	県立図書館
その他	条例等の準則関係	3	2	全課
	各種補助金要綱	3	2	全課
	各種調査の依頼・回答	3	1,2	全課
	会議等の案内	3	2	全課
	会議や研修の出欠報	1	2	全課
	訃報の連絡	3	2	全課

市町村相互間

県・市町村間に比べると効率化が期待される業務の数は少ない。各業務分野における情報交換や広域的に共有すべき情報などが期待される。

(例) 会議等の日程調整、情報交換、滞納者実態調査、各種イベント・観光情報、教育関係調査・統計、教職員の訃報、交通対策連絡協議会の事務連絡など

【市町村相互間の業務】

分野	効率化が期待できる業務	頻度	形式	市町村担当課
総務部門	防災備蓄物資情報照会	3	1	総務課
	福祉・医療関係課税照会	3	1	税務課
	課税通知	2	2	税務課
	扶養照会	2	2	税務課
	滞納者実態調査	3	2	税務課
	家屋評価基準の情報交換	1	2	税務課
	県事務所管内の三役日程調整	随時	-	総務課
	会議等日程調整	3	2	各課
企画部門	情報交換	3	2	企画課
	イベント情報のとりまとめ	3	2	広報課
	広報誌掲載に係る業務	3	2	広報担当課
産業部門	情報交換	3	2	産業課
	観光情報、イベント情報交換	3	2	観光担当課
	農地等の所有者、耕作者の出入作情報	1	2	農林課
民生部門	情報交換	3	2	福祉関係
	各市町村のゴミ、し尿量等の統計情報	1	2	住民課
	人権のつどい、女性のつどい等の案内	1	2	人権対策課
環境衛生部門	可燃ゴミ搬入実績、許可業者搬入実績	1	1	郡衛生センター
	事業系ゴミ袋の販売代金報告	1	1	郡衛生センター
	し尿くみとり手数料報告	1	1	郡衛生センター
	犬の住所移動	1	2	住民課
	家電リサイクル法関係各種照会	1	2	清掃センター
	迷子犬の搜索依頼	1	2	福祉生活課
	広域連合との各種情報交換	3	2	
土木部門	建設現場の情報公開	1	2	建設課
	災害情報	3	2	建設課
	災害等緊急時の必要資材等の要請	2	2	建設課
	特定行政庁間の連絡および回答	1	2	建築課

教育部門	教育関係調査、統計	1	1	学校教育課
	教職員の訃報のお知らせ	3	1,2	学校教育課
	市町村指導事務担当者会議の開催連絡	3	1,2	学校教育課
	児童・生徒の安全確保・被害防止	3	1,2	学校教育課
	体育情報	3	2	教育委員会
	文化情報	3	2	教育委員
	各市町村立図書館蔵書の検索	3	2	市史編纂室
	図書貸し出し予約	3	2	図書館
その他	町村議会議長会に係る連絡事務	2	2	議会事務局
	会議等の案内	3	2	全課
	各種通知文、連絡事項	3	3	全課

#### 4) ネットワークの整備にあたり、効果的と思われるアプリケーション

最も高かったのは「電子メール」、次いで「各種行政情報データベース」、「電子掲示板」、「電子会議室」の順となった。

(市町村数)

アプリケーション名	1位	2位	3位	4位
電子メール	38	6	4	0
電子掲示板	0	21	19	7
各種行政情報データベース	10	19	17	2
電子会議室	0	2	7	38

#### 5) 電子メールの活用がふさわしいと思われる業務

各分野において電子メールの利用効果があると回答されている。内容では、各種の照会回答、報告などの事務への期待が高い。

県・市町村間

「各種調査照会・回答」(23団体)、「会議等開催通知・出欠報告」(15団体)、「事務連絡等」(7団体)、「会議等の日程調整」(5団体)、「報告書等」(3団体)など

市町村相互間

「会議等の出欠報告や日程調整」(11団体)、「各種業務の情報交換」(6団体)、「各種事務連絡等」(6団体)など

#### 6) 電子掲示板の活用がふさわしいと思われる業務

一定の様式による一斉の調査やお知らせなどが多い。

県市町村間

「会議等の日程」(28 団体)、「調査その他の各種様式類」(20 団体)、「各種行事案内」(12 団体)など

市町村相互間

「会議等の日程」(22 団体)、「行事、イベント情報」(16 団体)、「広域行政の連絡事項、案内」(12 団体)など

#### 7) データベース化がふさわしい行政情報

調査の結果や例規など共有化が求められる情報

県・市町村間

「例規集」(13 団体)、「各種統計情報」(24 団体)、「各種申請・調査書類等様式」(11 団体)など

市町村相互間

「各市町村の概要」、「講師リスト」、「各市町村の例規」など

#### 8) 開発によって活用可能なアプリケーション

多かったのは「選挙(投開票)結果報告集計システム」(12 団体)や「各種集計の結果報告集計システム」(9 団体)であった。

県・市町村間

「選挙(投開票)結果報告集計システム」、「各種統計の結果報告集計システム」など

市町村間相互間

「イベント等の申し込み状況、受付システム(チケットのような)」(2 団体)、「公共施設管理システム」(2 団体)、「雨量、災害関連システム」(1 団体)など



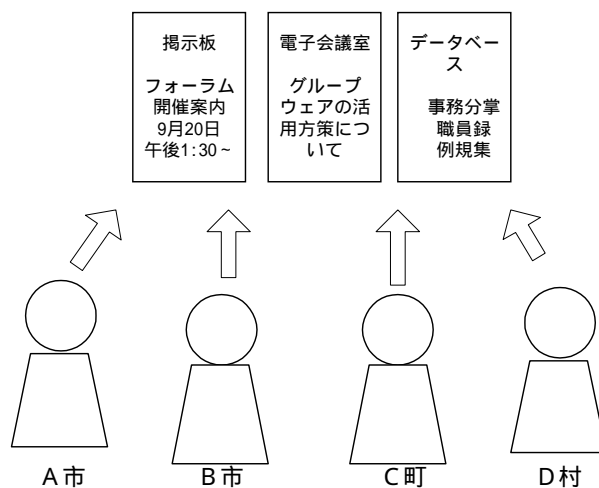
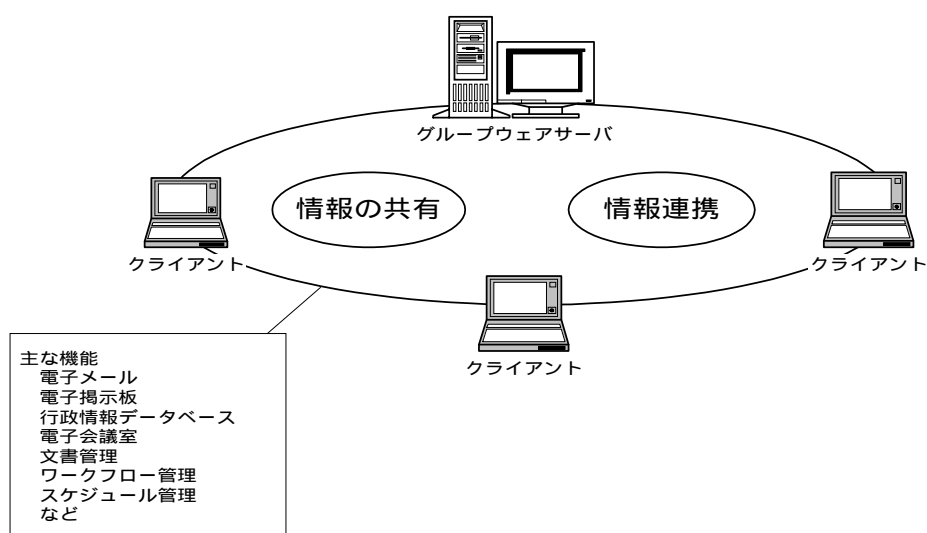
## アプリケーションの検討概要

活用業務調査結果を踏まえ利用意向の多かった、電子メール、電子掲示板、行政情報データベース、電子会議室の機能を有するグループウェアを導入するものとし、それぞれに求められる仕様などについて検討を行なった。アプリケーションについては、あらゆる業務で使用できる基本アプリケーションのほか、利用目的を絞り込んで運用する汎用アプリケーションについても、それぞれ具体的な検討を行なった。

### グループウェアとは...

コンピュータのネットワークを利用して、複数の人間からなるグループでの情報共有や業務の連携などを円滑化するソフトウェアの総称である。主なグループウェアの機能としては、電子メール、電子掲示板、施設予約（会議室、公用車など）、電子会議室、文書管理（電子ファイリング）、ワークフロー管理、スケジュール管理などがある。

## グループウェアのイメージ



## 1) 基本アプリケーションの検討概要

基本アプリケーションは、通常の連絡調整から各種照会事務、さらにはデータベースの共有化など幅広い業務で活用できるアプリケーションであり、事務の効率化を図ることが期待できる。

活用業務については、平成12年8月に実施した全市町村を対象とした業務調査の中から回答の多かった各種調査照会・回答のシステムや掲示板を活用した調査その他の各種様式類の掲示、補助金交付要綱や各種統計情報などのデータベースの活用などをあげている。

以下、基本アプリケーションの基本事項および4つの基本機能について、それぞれ検討した内容を整理する。

### ア．基本事項

#### 検討概要

検討事項	検討内容
基本条件	システムの利用は、組織間の情報共有のため所属単位を基本とした運用を行なう。
利用するソフトウェア	以下のものを共通利用ソフトウェアとして検討する。 ワープロソフト：Microsoft Word,一太郎 表計算ソフト：Microsoft Excel ただし、各自治体の状況により、導入可能時期の差など各ソフトウェアのバージョン統一が困難であるなどの課題もあるため、各ソフト（バージョン）間対応表の提供や各自治体標準ソフト使用一覧表の提供・公開により、利用者相互の円滑なファイル交換を検討する。
利用するパソコンのOS	OSはすべてWindowsを想定する。 Mac-OS等、Windows以外のOSは基本的に検討対象から除外する。

## イ．電子メール

県市町村行政情報ネットワーク内でのみ使用可能とする。通常の連絡調整用ならびに添付ファイルによる各種の照会回答手段等としての運用が考えられる。インターネットではなく、閉じたネットワークであることから本来的にセキュリティが高い。

活用業務例（県・市町村間、市町村相互間）

- ・各種調査照会・回答の通知
- ・会議等の出欠報告や日程調整
- ・各種業務の事務連絡、情報交換 等

### 検討概要

検討事項	検討内容
メールアドレスの付与	原則として県および市町村の各所属に一つとする。
アドレス帳の整備方法	センター（県庁）のサーバで一括管理する形態（システム化が必要）と各クライアントでの個別管理型（アドレス帳ファイルの配布で可能）があり、いずれかの形態を選択する。
認証・暗号化の要否	県市町村行政情報ネットワークシステムがＡＴＭ専用線を利用した機密性の高いネットワークであるため新たに認証・暗号化のシステムを構築する必要はない。 ただし、本ネットワークにおいて、ダイヤルアップ接続を可能とするならば、万一の第三者からの侵入や、人為的誤送信時にも内容の機密性を確保するために認証・暗号化に対して検討する必要がある。
各種通知文書	電子メールのみとするのが理想的であるが、当面は、紙ベースのものと電子メールとを併用するかたちにする。利用状況等をみながら電子メールのみの通知に切り替える時期を見計らっていきたい。
各自治体の文章規定等の改定の必要性	各種事務文書の交換をネットワーク上で行うことにより、各自治体の文章規定の見直しが必要になる場合がある。 業務の内容によっては、覚書等の締結による解決方法がないか検討する必要がある。

## ウ．電子掲示板

各種照会事務における回答書式の掲示、イベント開催案内、各種募集、各種研修案内などの終期設定のある情報について、県・市町村双方が入力・参照可能なシステムとする。また、属性情報を付与し、掲示物に対する管理作業を自動化できるシステムとする。

活用業務例（県・市町村間、市町村相互間）

- ・ 調査その他の各種様式類
- ・ 会議等の日程
- ・ 行事、イベント情報
- ・ 広域行政の連絡事項、案内 等

### 検討概要

検討事項	検討内容
掲載内容	電子掲示板に登録される情報は掲載期限付きのものであり、県、市町村双方が情報を掲載できるものとする。掲載情報は、本文（コメント）と添付ファイル等により構成されるものとする。
掲載内容の分類	通知やお知らせなど最新の状況が把握できる必要があることから、時系列による表示を原則とし、検索により情報の選別が容易となるシステムとする。
掲載の方法	利用者側の端末から、フォームを利用して入力（ファイル添付を含む。）し、掲載する方式とする。 入力フォーム例（検索キーとなる） <ul style="list-style-type: none"><li>・ タイトル</li><li>・ 掲載者（自治体名、所属、責任者、連絡先）</li><li>・ 関連文書番号（通知文書番号）</li><li>・ 本文（情報内容概要、コメント）</li><li>・ 情報の詳細（添付ファイル）</li><li>・ 掲載期限</li></ul>
登録・管理などの責任者	各自治体ごとに情報の管理者を設置する。 掲載期限の処理については、期限が到来した旨のメール告知等の処理を検討する。 また、情報登録を各所属ごとに可能とした場合、登録担当者の明確化、また、登録内容の責任所在などについて検討が必要である。

## エ．行政情報データベース

各種統計情報、条例・規則・要綱、各種事務手引書・マニュアル等常時掲載または更新を要する情報について、県・市町村双方が入力・参照可能なシステムとする。また、文書検索機能を利用することで、必要な書類がすばやく入手できるものとする。

活用業務例（県・市町村間、市町村相互間）

- ・補助金交付要綱
- ・各種統計情報
- ・各種申請・調査書類等様式
- ・各市町村の概要
- ・講師リスト
- ・各市町村の例規集 等

### 検討概要

検討事項	検討内容
掲載内容	電子掲示板と同様であるが、終期のない恒常的な情報を掲載する。利用するデータは、添付されているデータファイルとし、電子掲示板同様のインターフェースを持つものとする。
掲載内容の分類	掲載期限がないため、各情報の分類方法や分類項目等の追加等が容易なシステムを検討する。
登録データの掲載基準	本機能は不特定多数の利用を想定したものであることから、登録できるデータ形式をある程度絞り込む必要がある。 <ul style="list-style-type: none"><li>・テキスト形式・リッチテキスト形式</li><li>・CSV形式</li><li>・Word、一太郎、Excel形式</li></ul> また、登録データについての属性情報として少なくとも以下の情報も併せて登録することとで利用者の便に供する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・作成ソフトウェア</li><li>・作成ソフトウェアのバージョン</li></ul>

登録情報の整理	<p>電子掲示板と異なり、行政情報データベースの情報は掲載期日が基本的に無期限であることから、利用者にとって分かりやすい利用・管理方法を検討する。</p> <p>(例)・検索機能 ・内容分類 etc.</p>
---------	--

#### オ．電子会議室

地域ごと、担当業務ごとなど、必要に応じたグルーピング構成やテーマ設定により、ネットワーク上で会議を行うことができるシステムとする。

##### 検討概要

検討事項	検討内容
利用内容	<p>本システムを運用していく中で、電子会議室を利用できる事例について検討する。</p>
会議室の管理	<p>会議室開催等については、システム管理者が開設希望者の申請により開設を行うとともに、開設希望者に対して、該当会議室管理のためのID、パスワードを発行する。</p> <p>また、開設者は、参加者を登録、承認する権限を持つものとする。</p>
会議室の内容の機密性	<p>ネットワーク上では、会議室の内容の公開状況として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>完全公開（参加者、議論内容）</li> <li>一部公開（発言者、議論内容）</li> <li>非公開（参加者のみ閲覧可能）</li> </ul> <p>という設定について、適宜、適当な形で運用を行う必要がある。</p>

## 2) 汎用アプリケーションの検討概要

電子メールや電子掲示板等を利用することでも運用可能であるが、利用頻度が多いもの、短時間での対応が求められるもの、実際の業務への活用がしやすく、その効果がわかりやすい等の汎用業務については、使いやすい独自のインタフェースを作成することで、事務の効率化を図る。

活用業務については、平成 12 年 8 月に実施した全市町村を対象とした業務調査の中から回答の多かった会議や打合せ等への出欠連絡や確認などができるシステムや各種調査の回答・集計システム等について検討した。

### 汎用アプリケーションの概要

業務内容	考え方	活用業務例
汎用業務システム	基本アプリケーションの機能を活用して県・市町村間や市町村相互間における日常的に発生する業務の支援に活用するシステム。	・会議出欠支援システム (各種事業申込システム・研修申込システム)
特定業務システム	県・市町村間で煩雑に連絡をする業務で、ネットワークを活用して新たにシステムを開発すると効率的に業務が行えるシステム。	・各種調査回答・集計システム

#### 【会議出欠支援システム機能についての検討事項】

- ・各種会議の開催案内はメールで行なうとともに、その出欠回答状況を自動的に集計するシステム。会議主催者は、開催会議の出欠および出席者名をリアルタイムで確認できるとともに、出欠報告者(自治体)は、会議への報告状況について、日を指定することにより、当該日の出席予定の会議を集約できる機能を持つことにより、一種のスケジュール機能(職員動向把握、出欠報告のダブルブッキング防止等)として活用することができる。
- ・参加団体すべてが利用可能とすることで、県、各市町村(圏域単位、広域単位等)および市長会、町村会での利用が想定される。
- ・同様のインターフェイスを活用し、自治体が行なう各種事業(イベント、講演会等)の参加申込や市町村研修協会が実施する各種研修申込・集計システムとしての機能も有するものとする。

#### 【各種調査回答・集計システム機能について検討事項】

- ・汎用的な調査回答・報告システムを想定した場合、調査項目数や回答形式が多様なことから、画面上で回答事項を入力するためのフォーマットを作成することによるシス

テムの複雑化や集計時における業務のパターン化の困難性など、システム開発時において考慮すべき課題が多い。

- ・また、多様な形態の照会業務については、個別にエクセル等の回答フォーマットを基本アプリケーションである掲示板等に掲載し、メール添付より回答するという方法が現実的で使いやすいことも想定できる。
- ・そのため、汎用的な回答フォーマット作成・回答・集計というシステムではなく、むしろ、日常的（月次、週次等）に繰り返される報告業務等について、個々に専用のページを作成し、そのページから入力・報告することにより、報告に係る事務の軽減を図るとともに、集計システム自体も報告フォーマットが決まっているためシステム化が容易となると考えられる。



### (3) 電子自治体推進緊急整備事業を活用したシステム導入

縣市町村行政情報ネットワークシステムの基盤整備を行なうにあたっては、アプリケーションや機器整備に多額の経費が必要となることから、国の補助事業等を有効に活用することが求められる。総務省（旧自治省）では、平成12年度補正予算において、管内市町村の電子自治体の基盤構築を支援するためのシステム等の整備を行なう都道府県に対し、電子自治体推進緊急整備事業補助金が措置されたところであり、この補助事業を活用したシステム導入を行うことが、経費面でのメリットが大きいと考えられる。

#### 滋賀県が実施する電子自治体推進緊急整備事業の概要

##### 【補助事業の目的】

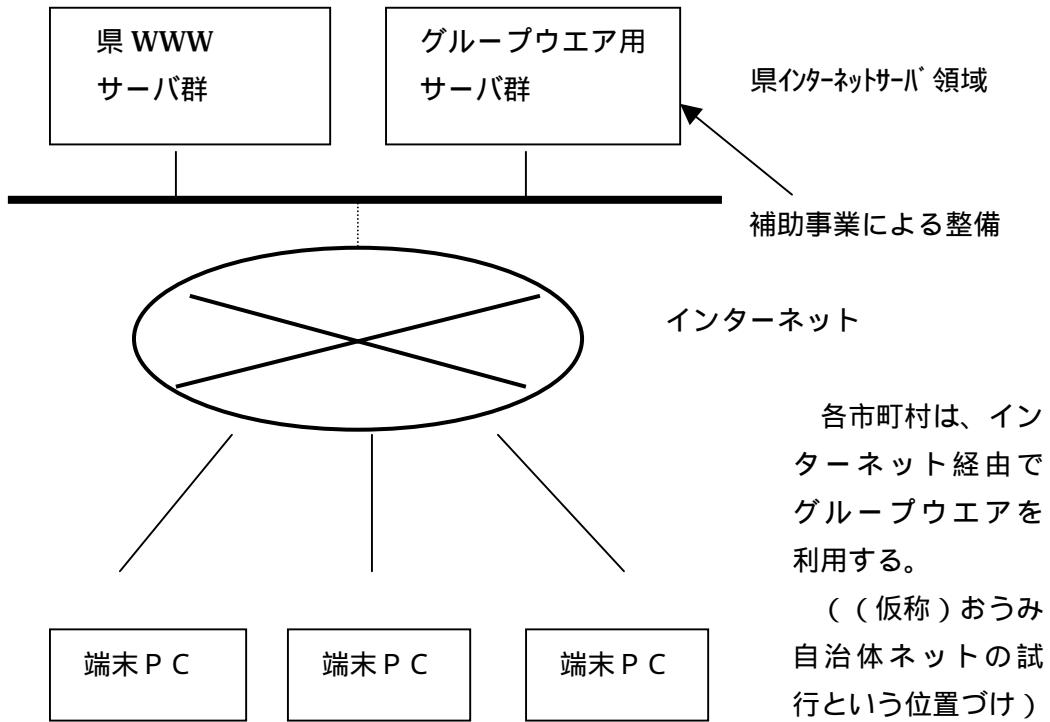
ネットワーク上において、グループウェア用ソフトウェアを活用し、情報化を推進するためのメール、掲示板、情報データベース等の利用環境を構築し、併せて縣市町村間、市町村相互間の緊密な情報共有等を実現することで、市町村における電子自治体構築のための基礎知識の習得を図ることを目的とする。

##### 【事業概要】

インターネット上に、縣市町村等の自治体がアクセス可能なサーバを設置し、当該サーバ上にグループウェアを導入することで、情報化を推進するために必要な情報を掲載したり、各団体間の情報共有を図ることにより、市町村の電子自治体化の推進を支援する。

なお、県が基幹ネットワークである「びわ湖情報ハイウェイ」構築後は、この事業で整備したグループウェアシステムを当該ネットワーク上に移行し、引き続き運用を行なうものとする。

<システムイメージ>



【整備・運用スケジュール(案)】

	平成12年度	平成13年度				平成14年度 以降
	2～3月	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
システム整備	→					
試行運用 (インターネット)	電子自治体推進緊急整備事業	→				
びわ湖情報ハイウェイ 移設			→			
試行運用 (情報ハイウェイ)				→		
本運用					→	

・運用実験  
(情報統計課、市町村振興課、各県事務所総務課、各市町村情報化担当課、市長会、町村会)  
・今後の運用ルールの検討  
・情報化担当者の意見交換、情報化支援ボード(会議室)の運用  
・コンテンツ(登録情報)の整備

・ユーザの拡大  
(県、市町村の各所属)  
・行政事務のネットワーク活用化

## 【運用当初の利用イメージ】

- ・電子自治体推進緊急整備事業の趣旨が、市町村における電子自治体の基盤を構築することであり、市町村における情報化リーダーの育成が求められていることから、運用当初は、各地方自治体の情報化推進担当部署間での情報交換を中心とした運用を行う。
- ・接続方法は、インターネット経由とするため、各団体においては、インターネットへの接続環境を準備する必要がある。（この間の情報セキュリティについては、インターネットと同レベルでのセキュリティしか確保できないため、やりとりする情報については、一定の制限をかける。）
- ・引き続き、びわ湖情報ハイウェイ上における県市町村間行政情報システムとして、県市町村間の情報共有を実現するため、このシステムを実際に使用して各機能の運用上の問題点、不都合等を洗い出すことで、今後の運用ルール、ガイドラインの策定等を行っていくとともに、登録情報（コンテンツ）等のあり方を含めた検討を進めていくものとする。

検討については、通常の会議形式に加え、当該システムの電子会議室システム等を活用する。

### 県市町村間グループウェアの概要

#### ア．導入するグループウェアパッケージ

日本電気（株）StarOffice21

#### イ．特 徴

- ・多数のユーザを効率的に管理できることや、今後の新規アプリケーション開発が可能となるインターフェースを有しており、柔軟性と拡張性が高い。
- ・仮想的なオフィスを想定しており、アイコンがわかりやすく、また、シンプルな構成であり、初心者でも違和感なく使いやすい画面である。
- ・運用管理における信頼性が高い

## ウ．基本機能の概要

	システム概要	主な仕様
電子メール	電子メールは、当該システム上で、登録されたユーザ相互間でのみが利用できるシステム。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織階層を意識したアドレス帳</li> <li>・メール属性の付与</li> <li>・発信側から受取状況を確認（開封確認）</li> <li>・メールの発信取消</li> <li>・複数ユーザのグループ化</li> <li>・添付文書に代わるショートカット機能 等</li> </ul>
電子掲示板	各種照会事務における回答書式の掲示、イベント開催案内などの終期設定のある情報について、登録ユーザが入力・参照可能なシステム。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録期間は、日付でも期間でも可能。</li> <li>・有効期間の設定による期間経過後の自動削除</li> <li>・掲示物の検索が可能（全文検索機能）</li> <li>・ショートカット機能 等</li> </ul>
電子キャビネット	各種統計情報、条例・規則・要綱・各種事務手続き、マニュアル等常時掲載または更新を要する情報について、登録ユーザが入力・参照が可能なシステム。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワープロ・表・グラフなどの情報をそのまま保管できる。</li> <li>・登録文書内容（ワープロ、表計算データ等）に対する全文検索機能</li> <li>・ショートカットの作成・配置による関連文書や同義文書を効率的管理。 等</li> </ul>
電子会議室	地域ごと、担当業務ごとなど、必要に応じたグループ構成やテーマ設定により、ウェブブラウザ上での文字による会議を可能とするシステム。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各ユーザ単位や設定したグループ単位で参照権限、書込権限、削除権限等の設定が可能。</li> <li>・会議室の新設、削除等は、管理者のみ可能。</li> <li>・個々の発言への属性付与</li> <li>・会議開催状況のアイコン表示</li> <li>・開催期間の終了した会議室の自動削除 等</li> </ul>

## エ．付加機能

- ・スケジュール管理（会議の議題ごとにグループ化し、出欠状況の確認が可能）

オ．セキュリティ、運用管理

- ・ウィルス対策：メール（添付ファイル）、キャビネット登録データ等保管資産の一括チェック
- ・安全対策：RAID 採用、ディスクとテープによる自動バックアップ、24時間対応
- ・ユーザ管理：対話型およびバッチによる管理可能
- ・運用管理：稼働状況監視、日時・月次処理の自動運転が容易（簡単なバッチファイル）

## 4 . 行政情報ネットワーク仕様の検討

(仮称)おうみ自治体ネットは、県、市町村および関係機関のすべてをネットワーク接続するものであり、平成13年4月～8月の間は県および市町村をインターネット(WWW)を利用して接続する。この利用形態では、一般のインターネットを利用することによるセキュリティ面での脆弱性が危惧されることから、グループウェアを中心とした運用による試行期間と位置づける。

平成13年9月以降の本運用形態では、ネットワーク構成はバックボーン部分に当たる基幹ネットワークと、ここからの支線であり直接市町村に接続するアクセスネットワークに大別される。基幹ネットワークには、県が現在整備を進めているびわ湖情報ハイウェイの一部を利用するものとし、各市町村および関係機関は、びわ湖情報ハイウェイへのアクセスネットワークをこれから整備する必要がある。なお、この基幹ネットワークは、行政専用のネットワークとしてセキュリティ重視の観点から、インターネットなどの一般ネットワークと相互接続をしない閉域ネットワークとすることで高度な機密性を確保するものである。

さらに、(仮称)おうみ自治体ネットは、平成15年に本格運用を予定している総合行政ネットワーク(LGWAN)における県域アプリケーション部分に相当するものという位置付けを行っているところであるが、接続団体が自治体に限られているなど現段階では総合行政ネットワークとの統合には課題となる点も多い。しかしながら、将来的にはそれぞれの構築趣旨から、また運用管理などの重複投資を回避するためにも総合行政ネットワークとの統合化をめざしていることはいうまでもない。

### (1) ネットワーク構成

平成13年4月～8月までの試行期間は、インターネットを利用した一般的な接続形態となることから詳細な内容は割愛し、9月以降の本運用時における接続形態について記述する。

#### 基幹ネットワーク

##### 1) 通信拠点

びわ湖情報ハイウェイは、県域全体をネットワーク化するための基幹ネットワークとして整備検討が進められているものであり、セキュリティ面や拡張性等を考慮した結果からATM専用線による構成となっている。また、このネットワーク上には、各市町村と接続するための通信拠点(市町村、関係機関からのアクセスポイント)を県

本庁および6 総合庁舎に設置し、各市町村からは最寄りの通信拠点からびわ湖情報ハイウェイに接続する構成とする。

具体的には、市町村からの専用線接続の受け口として各通信拠点にルータを配置するとともに、一部の機関からのダイヤルアップ接続に対応するためRASサーバ（Remote Access System Server）を設置する。

【びわ湖情報ハイウェイイメージ】

< 通信拠点設置箇所 >

- 県庁（大津）
- 草津総合庁舎
- 水口総合庁舎
- 八日市総合庁舎
- 彦根総合庁舎
- 長浜総合庁舎
- 今津総合庁舎



各通信拠点へ接続する市町村は、行政区分を基に以下の通りとする。

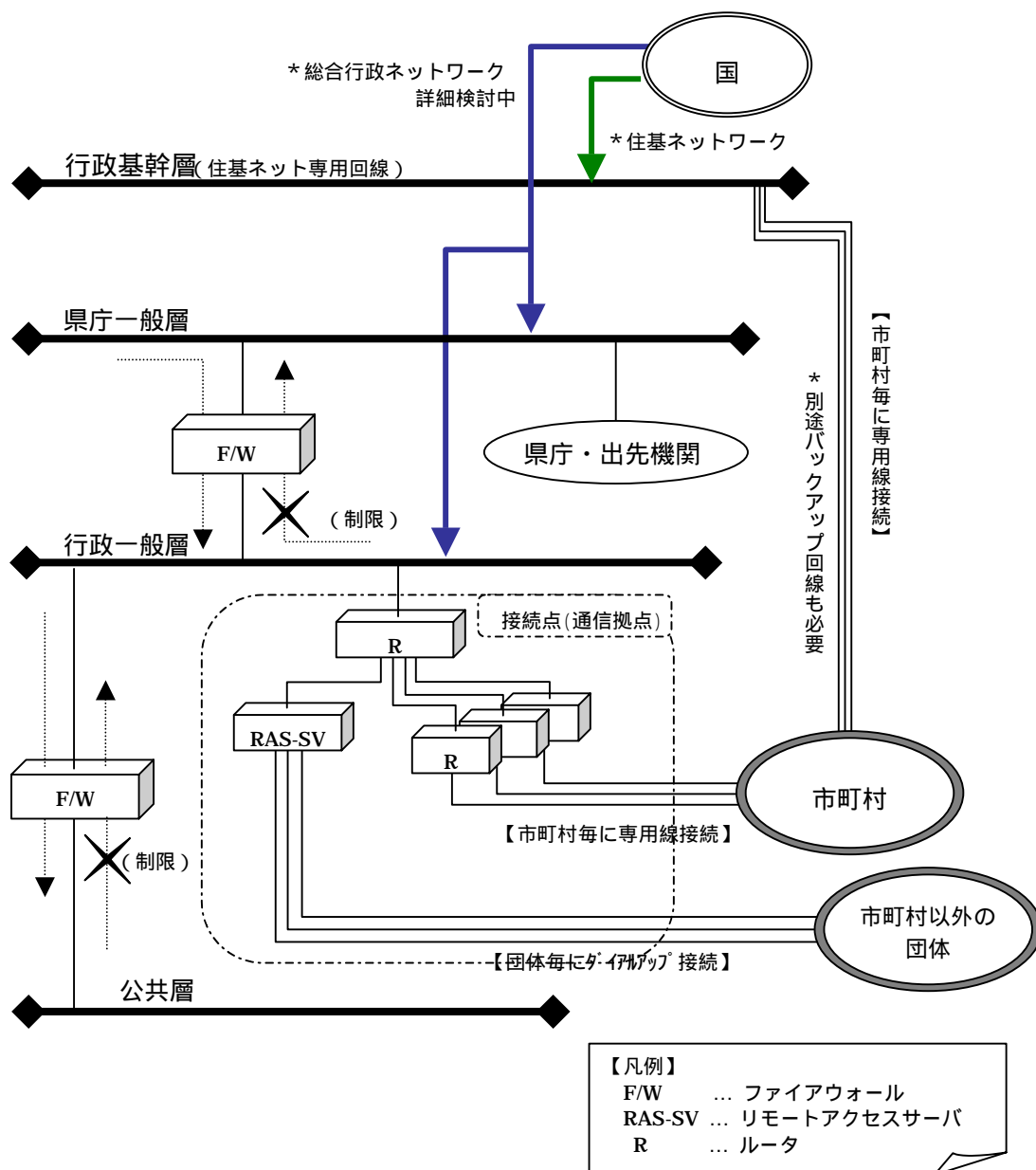
エリア	接 続 市 町 村	箇所数
大津	大津市、志賀町（+ 県本庁）	2
草津	草津市、守山市、栗東町、中主町、野洲町	5
水口	石部町、甲西町、水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町	7
八日市	近江八幡市、八日市市、安土町、蒲生町、日野町、竜王町、永源寺町、五個荘町、能登川町	9
彦根	彦根市、愛東町、湖東町、秦荘町、愛知川町、豊郷町、甲良町、多賀町	8
長浜	長浜市、山東町、伊吹町、米原町、近江町、浅井町、虎姫町、湖北町、びわ町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町	13
今津	マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町	6

接続回線使用料等の理由から変更する場合がある

## 2) びわ湖情報ハイウェイの階層構造

びわ湖情報ハイウェイは流通する情報の内容や利用者等の検討結果から、その利用用途により5階層構造となっている。この内の1つである行政一般層は、県、市町村および関係機関の相互接続による事務効率の向上等を目的としたものであり、外部と閉ざされたネットワークとすることで高度のセキュリティ性が確保されている。よって、(仮称)おうみ自治体ネットはこの層を利用したネットワークシステムとする。

【びわ湖情報ハイウェイ階層イメージ図】





## アクセスネットワーク

平成13年9月以降の本運用では、各市町村・関係機関からびわ湖情報ハイウェイの通信拠点までのアクセスネットワークは、セキュリティを考慮して専用線による接続を基本とする。ただし市長会や町村会等の関係機関については、上記接続方法が望まれるものの、利用形態等を考慮して一般回線によるダイヤルアップ接続も認める。

## (2) 県市町村の接続仕様

大規模なネットワークを構築するにあたっては、整備範囲や運用後における責任範囲などの定義が必要である。これまでの検討から、最終的な整備仕様や責任範囲の切り分けについては(仮称)おうみ自治体ネット運営協議会において定めるものの、各団体内での接続箇所における整備は各団体で行うものとする。

よってここでは県・市町村および関係機関別にIPアドレスに着目した接続仕様および、セキュリティ仕様についての要点を整理する。

### 県の接続

平成13年8月まではインターネットを経由し利用するものの、9月以降は(仮称)おうみ自治体ネットで使用するグループウェアサーバ、メールサーバ等がびわ湖情報ハイウェイ上に設置されることにより、県は【びわ湖情報ハイウェイ階層イメージ図】で示す県庁一般層・行政一般層を通して直接庁内LANで接続する。また、6つの総合庁舎からの接続も、各庁舎内に通信拠点があることから本庁と同様の接続となる。この接続形態は本運用開始時も同様である。

### 市町村の接続

市町村の接続形態は、平成13年4月から8月までのインターネットを利用した運用環境と、9月以降のびわ湖情報ハイウェイを利用した本運用環境では大きく異なるため、ここではそれぞれの期間別に記述する。

#### 1) インターネットを利用した試験期間(平成13.4～13.8)

平成13年4月を予定しているインターネット上での運用試験開始に向けた整備として、各市町村は一般のインターネットプロバイダとの契約および接続端末等の準備を行う。

#### ア. 接続仕様

インターネットを経由した接続であることから特に作業は発生しない。また、既にインターネットへの接続環境を構築している団体は、これをそのまま利用することができる。

#### イ．セキュリティ仕様

この期間の接続はアクセス回線にインターネットを利用しているが、その後すぐに接続形態を変更することから、ネットワークのセキュリティ要件を特に定めないことで無駄な重複投資を避ける。

ただし、試験運用開始時点からグループウェアの機能であるIDとパスワードによる利用者認証を行うため、最低限のセキュリティは確保されているといえる。

#### 2) びわ湖情報ハイウェイを利用したテスト運用・本運用期間(平成13.9～)

平成13年9月からは、現在、県で整備を進めているびわ湖情報ハイウェイを利用した本来の運用形態とする。

また、総合行政ネットワークの仕様が明らかになる中で、びわ湖情報ハイウェイを利用した構成(総合行政ネットワークのアクセス回線に都道府県WANを利用した形態)とするためには、アクセスネットワークにATM技術を用いた回線内での論理的な分離が求められていることから各市町村にATMルータを設置する。

#### ア．接続仕様

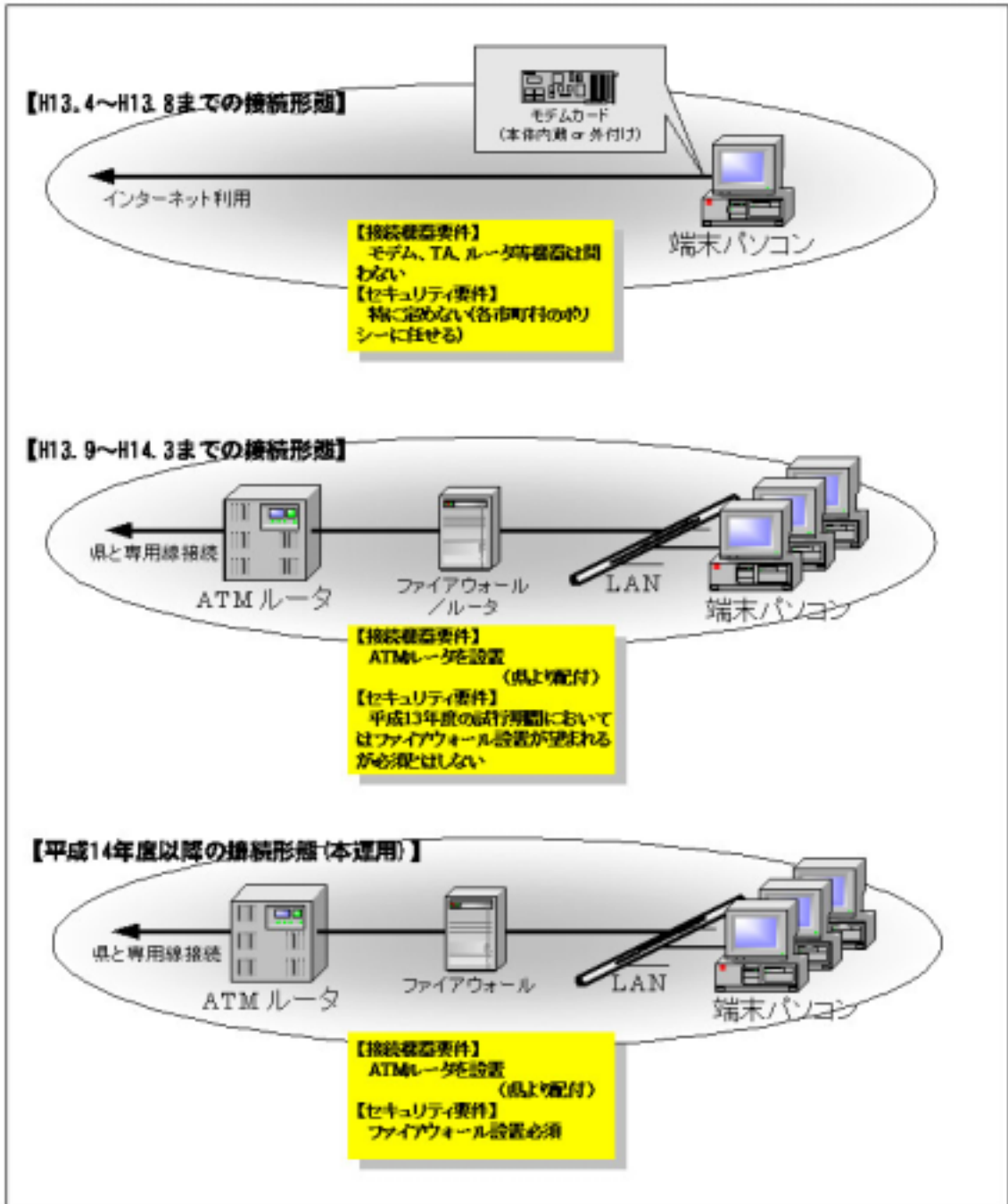
自治体からのアクセスネットワークはすべてATMを利用した専用線による接続とし、外部に対して閉ざされたネットワークを構築する。そのため各市町村に設置するATMルータには県がIPアドレスを設定するが、これ以外の市町村内部のネットワークについてはこれまで通り各団体が管理することとする。また、ネットワーク機器の責任範囲についても同様の切り分けである。ただし、アドレスについては今後以下の事柄に注意が必要である。

びわ湖情報ハイウェイにおけるアドレス体系の設計については、各自治体ですでに使用しているアドレス体系と重複しないアドレス体系として定義することとした。そのため、今後、各団体が新たにアドレスを割り当てる時には、今回定義するびわ湖情報ハイウェイのアドレス体系の範囲内で、各自治体のポリシーにもとづき割り振らなければならない。

#### イ．セキュリティ仕様

外部に対して閉ざされた高度なセキュリティ性を持ったネットワークとするため、ATM専用線による接続としている。しかしながら障害や内部職員の誤操作、不正操作による危険性への対策として、運用当初から各団体が自己を保護するためのファイアウォール等を設置することとする。ただし、経過措置として、平成13年度中に限りルータによるパケットフィルタリング機能等を利用した、比較的軽度のセキュリティ対策による運用も認めることとし14年度予算での対応を行うこととする。

【市町村における接続構成イメージ】



(参考 1) (仮称) おうみ自治体ネット行政一般層における IP 付与規則

クラス	第1オクテット	第2オクテット		第3オクテット	第4オクテット
		3ビット	5ビット		
A	10	階層コード(*1)	拠点コード(*2)	拠点内コード(*3)	ローカルホストID(*4)

*1：階層コード		*2：拠点コード		*3：拠点内コード		*4：ローカルホスト IDコード	
コード	項目	コード	項目	コード	項目	コード	項目
0	県一般層	0	未使用	101	県出先、市町村	1-100	PC ( 専用端末用等)
1	行政一般層	1	県庁（新館）	-200		101 (151) -200	サーバ類 (プリンタ含む)
2	公共層	2	草津総合庁舎			201 -254	HUB・ネットワー ク機器
		3	水口総合庁舎				
		4	八日市総合庁舎				
		5	彦根総合庁舎				
		6	長浜総合庁舎				
		7	今津総合庁舎				

(参考 2) 総合行政ネットワークを考慮した接続形態

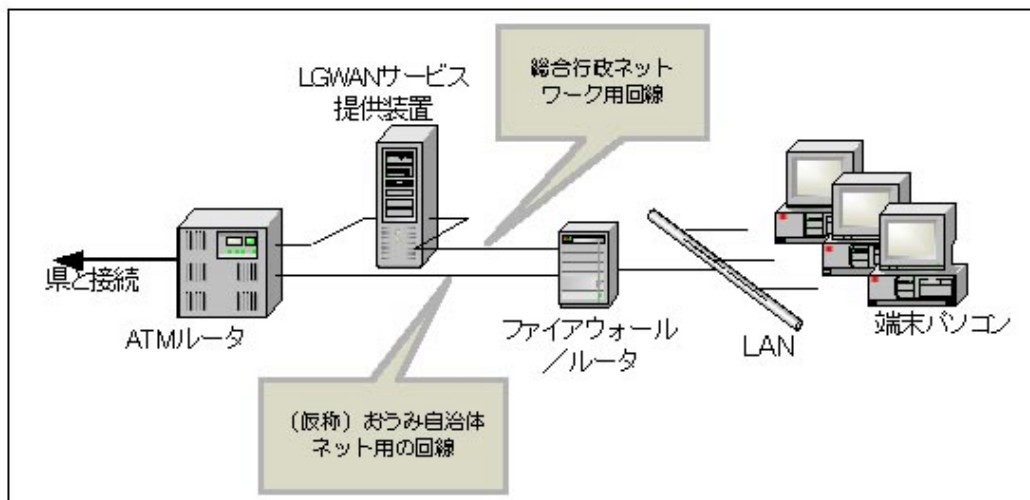
現在明らかにされている総合行政ネットワークの仕様では、都道府県WAN（びわ湖情報ハイウェイがこれに該当）を使用する場合には以下の事柄を満たさなければならないことになっている。

『総合行政ネットワーク実証実験の設計概要書（案）より抜粋』

「地方公共団体を接続する回線として都道府県WANを使用する場合、都道府県WANのLGWAN接続点（地方公共団体側と広域行政NOC側）はRJ45（10BASE-TX）とし、接続スピードとしては10Mbps～100Mbpsとする。」

よって平成15年度以降に予定されている（仮称）おうみ自治体ネットおよび総合行政ネットワークを接続した市町村での機器配備イメージは現時点においては以下の構成を想定している。

【（仮称）おうみ自治体ネットおよび総合行政ネットワークを接続した自治体での構成イメージ図】



### 3) その他の団体の接続

自治体以外の団体については、その利用内容および利用頻度からアクセスネットワークはダイヤルアップ、専用線接続のいずれでも良いこととする。また、その際のセキュリティ対策として、びわ湖情報ハイウェイの各通信拠点にRASサーバを設置し、発信ID認証及びユーザID等の認証を行うことを検討する。

## 5 . 運用管理方法の検討

### ( 1 ) 運営主体

( 仮称 ) おうみ自治体ネットの運営主体は、県および市町村等の当該ネットワークへの参画団体であるが、当該システムの円滑な運用およびその高度化の推進、市町村職員等に対する研修・相談業務等の支援を実施するため、県および市町村等当該システムへの参画団体で構成する運営協議会 ( 仮称 : おうみ自治体ネット運営協議会 ) を組織し、運用を行うものとする。

( 仮称 ) おうみ自治体ネット運営協議会の業務概要

( 仮称 ) おうみ自治体ネット運営協議会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1) システムの運用管理に係る連絡調整に関すること
- 2) システムの運営に関する経費負担等についての協議
- 3) 既導入アプリケーションの修正および新規導入アプリケーションの開発に関する協議ならびに開発に関すること
- 4) 参画団体職員の研修・相談に関すること
- 5) 情報化推進体制の整備支援に関すること ( おうみ自治体ネットの市町村における普及・拡充による支援 )

費用分担について

#### 1 ) 総合行政ネットワークにおける考え方

平成 12 年 3 月に自治省から示された「総合行政ネットワーク構築に関する調査研究」最終報告書によると、総合行政ネットワークにおける負担区分については、『総合行政ネットワークの構築及び維持・運営にかかる費用については、利用者負担の原則から、各地方公共団体が応分に負担することが望まれる』とされている。

#### 2 ) ( 仮称 ) おうみ自治体ネットにおける考え方

構築および維持・運営にかかる費用については、このシステムが県および市町村間の情報共有、事務の効率化に貢献するものであり、県、市町村それぞれにメリットを有するものであることから、総合行政ネットワークと同様に「利用者負担の原則」を考慮するとともに、その負担割合については、原則として [ 県 1 / 2 ・市町村 1 / 2 ] の負担割合とすることが妥当と考えられる。

なお、基盤となるネットワークに係る経費については、基幹系を県が負担し、アクセス系を市町村が負担することで、原則とする [ 県 1 / 2 ・市町村 1 / 2 ] の負担割合との整合性が図れるものであり、各自治体の管理下におけるクライアント端末等にかかる機器費用等ならびに各接続ノードまでのアクセス回線経費については、接続方式や接続台数など、各自治体の判断によるものであることから、基本的に各自治体の

負担とすることが妥当と考えられる。

## (2) 運用管理項目

(仮称)おうみ自治体ネットを適正かつ恒常的・効率的に運用していくためには、導入当初はもちろん、運用開始後も継続的な管理が必要となる。そのための管理項目、管理手段は多数存在するが、詳細な内容や責任分担など最終決定は平成13年5月に設立予定の(仮称)おうみ自治体ネット運営協議会において決定することとし、ここではその要点整理に留める。

### 構成管理

(仮称)おうみ自治体ネットシステムを構成するネットワーク機器や端末などを適切に維持管理するため、提供メーカーやソフトウェアのバージョンなどを管理する。

#### (管理項目例)

- ・アドレス(設計・交付)
- ・機器番号
- ・機種名
- ・機器メーカー名
- ・システムバージョン
- ・機器設置場所 等

### 性能管理

(仮称)おうみ自治体ネットシステム利用時の応答時間やスループットといった性能品質を維持管理する。ネットワーク機器や端末などの、性能測定、傾向分析、異常値の検知、評価と対策およびエンドユーザへの報告などがある。

#### (管理項目例)

- ・レスポンスタイム
- ・スループット
- ・伝送遅延時間
- ・送信待ち時間
- ・接続ブロック率
- ・回線や機器の使用率 等

### 障害管理

障害が起きないように、そして万一障害が発生したときにはその影響が最小限となる

ように平常時、障害発生時に分けて管理する

(管理項目例)

- ・ 障害監視
- ・ 障害発生時の状況把握、暫定処置、原因特定、通知
- ・ 障害原因箇所の修復および復旧
- ・ 障害の記録

セキュリティ管理

セキュリティ管理項目として物理的セキュリティおよび論理的セキュリティ双方の視点に基づいた管理項目の設定を行う。また、これらは後述するセキュリティ基準で設定するポリシーに基づいて設定される。

(管理項目例)

\* 物理的対策

- ・ サーバ設置室への入退室管理（盗難・破壊行為などへの対策）

\* 論理的対策

- ・ 利用者制限
- ・ ウイルス対策
- ・ ネットワーク機器によるセキュリティ機能の利用（ルータのフィルタリング、ファイアウォール等）

利用者管理

（仮称）おうみ自治体ネットにおける利用者情報を適切に管理する。今回はユーザIDを各課単位での配付を想定していることから、アドレスの新規設定や名称変更、削除などの変更時に適切な対応が必要となる。また、利用者管理として本システムの全利用者に対する教育や、運用開始後の利用者からの質問に対応する。

(管理項目例)

- ・ ユーザプロフィール設計
- ・ ユーザプロフィール交付
- ・ ユーザ教育
- ・ ユーザヘルプ対応

ベンダ管理

（仮称）おうみ自治体ネット構成機器の販売・開発メーカーの体制・連絡先等を管理す



る。これら情報を統合的に管理することで、保守・障害時の対応を素早く行うことが可能となる。

- ・ 契約業務内容
- ・ ベンダ台帳作成
- ・ 保守対応業務
- ・ 各種運用基準（次節で説明）

### (3) 運用基準(ガイドライン)

#### セキュリティ基準

(仮称)おうみ自治体ネットは、ATM専用線を利用したびわ湖情報ハイウェイを基幹ネットワークとし、これに各市町村が専用線で接続する形態を基本としている。そのため、利用者を県および市町村職員に限定することが可能であり、インターネット等の一般回線を利用する場合に比べて高度の機密性を確保できものである。

しかしながら、一般外部からの利用を制限しているものの内部職員からの不正操作などによる危険性も皆無とはいえず、万一、各自治体の機密情報等に対する不正操作が発生した場合にはその被害は計り知れないものとなる。また、ネットワークシステムの障害が他の市町村の機器設定ミスによって発生することもある。そのためすべての接続団体を対象とする統一的なセキュリティポリシーの策定・運用が不可欠である。よって最終的な詳細決定は(仮称)おうみ自治体ネット運営協議会で定めることとなるが、ここではその要点整理を行う。

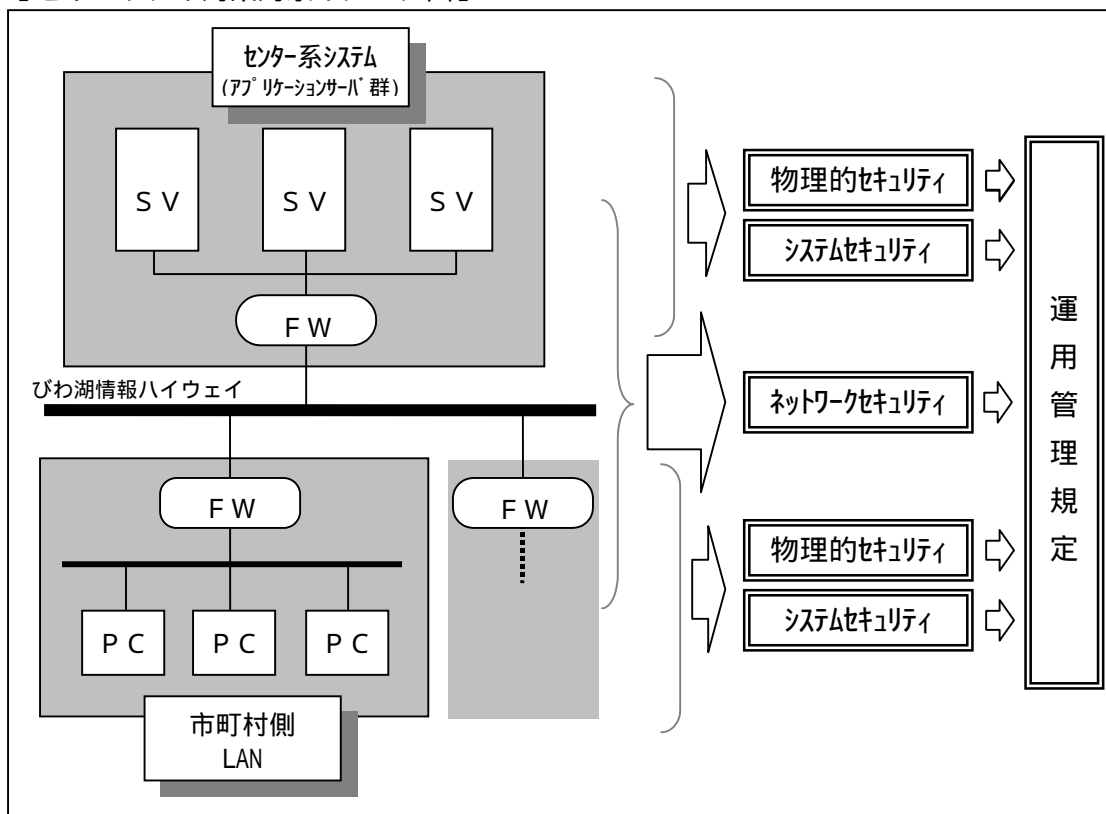
(仮称)おうみ自治体ネットにおいて、セキュリティ対策を施すべき対象は以下の3項目に集約することができる。

- ・ 県市町村間および市町村相互間の情報資産
- ・ 県および各市町村のサーバ、クライアント端末
- ・ びわ湖情報ハイウェイ(県市町村行政一般層)

またこの検討は以下の4つの視点から行う。

- システムに関するセキュリティ対策
- ネットワークに関するセキュリティ対策
- 物理的侵入に対するセキュリティ対策
- 運用管理規定によるセキュリティ対策

【セキュリティ対策対象イメージ図】



(参考) 具体的なセキュリティ対策について

(A) システムに関するセキュリティ対策

a) 利用者認証

グループウェアの機能である利用者ID、パスワードによる認証を行う。

また、ダイヤルアップ接続する団体については別途回線接続のための認証(発信ID 認証等)を行う。

b) アクセス制御

各利用者毎に操作権限を設定することで、ネットワークシステム上で行える操作を適切に制限する。

c) ログの監視

ネットワークシステム上での操作履歴を管理し、不正操作の有無を監視する。

d) コンピュータウイルス対策

ネットワークシステムに接続できるコンピュータ（サーバ、クライアント）のすべてに、アンチウイルスソフトを導入し、コンピュータウイルスの監視、駆除を自動的に行う。

(B) ネットワークに関するセキュリティ対策

a) 基幹ネットワーク（びわ湖情報ハイウェイの利用）

基幹ネットワークは、びわ湖情報ハイウェイの一部を利用することから、外部に対して閉ざされたネットワークとして十分な機密性が確保されている。

b) アクセスネットワーク

市町村からの接続は、平成13年9月以降専用線による接続としていることから高度な機密性を確保している。

ただし、関係機関等からはダイヤルアップ接続を認めているため、セキュリティ面での危険性があるものの、びわ湖情報ハイウェイの通信拠点においてRASサーバによる認証を行うことで対応している。

c) ファイアウォールの設置

本ネットワークは、外部に対して閉鎖的ネットワークであるものの、万一の不正操作や障害時に備え、自団体を保護するという観点から以下の箇所にファイアウォールを設置する。

- ・本システムのサーバ類とびわ湖情報ハイウェイ（行政一般層）との接続箇所。
- ・各市町村におけるびわ湖情報ハイウェイ（行政一般層）との接続口

d) 通信データ

「盗聴」「改ざん」対策として、ネットワーク上を流れるデータを暗号化することでデータ自体にセキュリティ性を持たせる。

e) ネットワーク機器

ルータ等の主要ネットワーク機器には、操作者を制限するためのアクセス権を設定する。特にルータ・ファイアウォールについては、セキュリティ確保とともにネットワーク利用効率の適正化を図るためパケット・フィルタリング機能を利用する。

(C) 物理的セキュリティ対策

システム上のセキュリティ対策のみでなく、物理的なセキュリティ対策も必要

となる。

a)機器の配置

サーバ等の機器は、専用の部屋に設置することで入退室者を制限・管理する。  
また、パソコン等の端末は外部の人間が接触できないように配置に留意する。

b)所在の秘匿

サーバ、端末、ネットワーク機器および情報保存媒体等については、その所在を外部に漏らさないようにする。

(D)運用管理規定

(仮称)おうみ自治体ネットの円滑な運営のためには、統一されたポリシーのもとでこれらを運用管理規定の一部として定め、遵守していかなければならない。

ユーザガイドライン

最終的な決定は(仮称)おうみ自治体ネット運営協議会で定めることとし、ここでは要点整理とする。

ユーザガイドライン骨子(案)

( )一般通則について

- a ) システムの目的
- b ) 利用団体
- c ) 管理運営方針

( )ネットワーク運用について

- d ) 管理責任の所在
- b ) 運用時間
- c ) 障害対応
- d ) 安全対策

( )システム運用について

- a ) 公開情報の責任所在
- b ) 各情報の掲載基準等
- c ) システム運用上の留意点

( )利用者支援について

a ) 操作マニュアル

b ) 利用者教育

c ) 操作支援

( )その他

・ガイドラインの改訂・公開等

## 6 . 今後の検討課題

### ( 1 ) 県市町村行政情報ネットワークを利用した各システムの一元化

#### 既存ネットワークとの整合性確保

県および市町村において既にLAN等を構築している場合、(仮称)おうみ自治体ネットと接続することにより当初および将来においても不整合が生じないようにしなければならない。例えば、市町村で基幹系としてホスト端末を使用している場合、その大半はホスト独自のネットワークプロトコル、OSを使用しているため、セキュリティ上ほとんど問題とならないが、情報系ネットワークについては、(仮称)おうみ自治体ネットで使用するプロトコルがインターネット標準のTCP/IPであり、問題となる可能性があるため、各ゲートウェイ部分へのファイアーウォール構築を含めたセキュリティ面に特に注意が必要である。

#### 既存システムの一元化

県市町村間においては、防災システムをはじめとした相互に接続を行うシステムがあるが、INS回線を利用するなどそれぞれが独立したネットワークを利用している場合が多い。今回整備する県市町村間ネットワークは、ATM方式を利用することから、高度なセキュリティが求められる場合は、各システムごとに階層化を行うことが可能であり、1つの回線を複数のシステムで、効率的に、また、安全に運用することが可能となるものであるため、各システムについて、県市町村ネットワークへ一元化できるよう、引き続き関係機関とも調整しながら検討を進めるものとする。

### ( 2 ) 総合行政ネットワークへの対応

総合行政ネットワーク(LGWAN)への接続(県および市町村からLGWAN 広域行政 NOC への接続)については、県域アクセス回線(事業者のMPLS網)を使用する場合と都道府県WANを使用する場合が想定されているが、本県においては、びわ湖情報ハイウェイが県域WANとなるものであることから、都道府県WANを使用する方式による接続を行う予定をしている。したがって、今回、整備するびわ湖情報ハイウェイおよび(仮称)おうみ自治体ネットは、総合行政ネットワークとの整合性を考慮したネットワーク設計を実施しており、システム部分(アプリケーション)においても、総合行政ネットワークにおける県域アプリケーション部分に相当するものという想定をしている。

しかしながら、総合行政ネットワークの詳細な仕様が現時点において確定していない状況にあることから、ネットワーク接続要件やセキュリティの確保等、総合行政ネットワーク使用の最終決定を注視しつつ、整合性が保たれるよう逐次見直し等を行いながら

進めていく必要がある。

### **(3) セキュリティ技術進歩への対応**

現在国では、通信データのセキュリティ対策として認証基盤の整備検討が進められている。しかしながら、現時点でこのような明確とされていない技術や仕様等を見越して各種システムを導入・構築することは、将来における再整備などの重複投資となるリスクがあるため、(仮称)おうみ自治体ネットの検討においては、現在デファクト・スタンダードとされている技術の中から最適な技術を組み合わせて構築することを指針の1つとしてきた。

しかしながら、近年はセキュリティ関連の技術進歩が急速な勢いで進化していることから、当初策定した技術の陳腐化を防ぐため、国をはじめとする各種実証実験等の結果等を参考に、定期的にセキュリティ対策等の見直しを行うこととする。



## 資料編

資料1

## 県市町村行政情報ネットワークシステム検討会議会則

(名称)

第1条 本会は、県市町村行政情報ネットワークシステム検討会議という。

(目的)

第2条 本会は、広域的な行政情報ネットワークおよび当該ネットワークを活用して運用する県市町村行政情報ネットワークシステムの構築のための検討を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために必要なすべての会員相互間の連絡調整、会議の開催、その他の事業を行う。

(会員)

第4条 本会は、滋賀県企画県民部情報統計課長、滋賀県総務部市町村振興課長、滋賀県各県事務所総務課長および滋賀県内の市町村情報政策担当課長（以下「会員」という。）をもって組織する。

(会議等)

第5条 会議は、全体会議、代表者会議およびブロック別会議とする。

2 全体会議は、すべての会員をもって構成する。

3 代表者会議は、会長が指名する会員で構成し、その運営等に関して必要な事項は会長が別に定める。

4 ブロック別会議は、代表者会議での検討に当たって必要な場合に、県内の県事務所管轄区域をブロックとして、会長または代表者会議の構成員が招集し開催することができる。

(議決事項)

第6条 本会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 会則の改正

(2) その他本会の運営に関する重要事項

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(会長)

第8条 会長は、滋賀県企画県民部情報統計課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総括して本会を代表する。

(副会長)

第9条 副会長は、会員の中から本会の同意を得て会長が委嘱する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(議長)

第10条 本会の会議の議長は、会長が当たる。

(オブザーバー)

第11条 会長は、全体会議および代表者会議の開催に当たり、本会のオブザーバーとして、滋賀県市長会事務局長、滋賀県町村会事務局長および本会の目的を達成するために必要な団体の代表の参加を求めることができる。

(事務局)

第12条 本会に事務局を置く。

2 本会の事務局は、滋賀県企画県民部情報統計課内に置く。

3 事務局の構成および運営に関する基本的な事項は、会長が定める。

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この会則は、平成12年7月19日から施行する。

会 長	滋賀県企画県民部情報統計課長
副会長 "	大津市総務部情報システム課長 蒲生町企画課長

## 資料2

### 県市町村行政情報ネットワークシステム検討会議代表者会議運営要領

#### (目的)

第1条 県市町村行政情報ネットワークシステム検討会議会則第5条第3項の規定に基づき、広域的な行政情報ネットワークおよび当該ネットワークを活用して運用する県市町村行政情報ネットワークシステムの構築の検討について、効果的かつ詳細な検討を行うため、代表者会議を開催する。

#### (検討事項)

第2条 代表者会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について詳細な検討を行い、全体会議に報告する。

- (1) 県・市町村間の行政事務等の効率化、高度化を図るための「県市町村行政情報ネットワークシステム」の仕様、運用方法等
- (2) 県市町村間の行政情報ネットワークを整備するに当たっての機器仕様および接続方法等
- (3) 「県市町村間行政情報ネットワークシステム」の運用管理体制等
- (4) おうみ自治体ネット運営協議会設立に関する準備および調整に関すること

#### (組織)

第3条 代表者会議の構成員は別表に掲げる者とする。

- 2 会長は、必要に応じ、構成員以外の者に対して代表者会議への出席を求めることができる。

#### (座長)

第4条 代表者会議に座長を置く。

- 2 座長は、滋賀県企画県民部情報統計課長が務める。
- 3 座長は、会務を総括し、代表者会議を代表する。

#### (会議)

第5条 代表者会議は、会長が招集する。

- 2 代表者会議は、座長が議長となる。

#### (事務局)

第6条 代表者会議に係る事務は、滋賀県企画県民部情報統計課において処理する。

第7条 この運営要領に定めるもののほか、代表者会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 付 則

この運営要領は、平成12年7月19日から施行する。

#### 付 則

この運営要領は、平成13年3月24日から施行する。

## 別 表

県	情報統計課長 市町村振興課長 草津県事務所総務課長
市 町 村	大津市情報システム課長 彦根市企画調整室長 長浜市総務課長 近江八幡市総務部理事 守山市情報システム課長 志賀町企画課長 栗東町企画調整課長 水口町まちづくり推進室長 甲西町企画課長 蒲生町企画課長 愛東町総務企画課長 伊吹町総務課長 浅井町ま ちづくり課長 高月町税務住民課長 安曇川町まちづくり推進課長 新旭町企画広報課長
オブザーバー	市長会事務局長 町村会事務局長

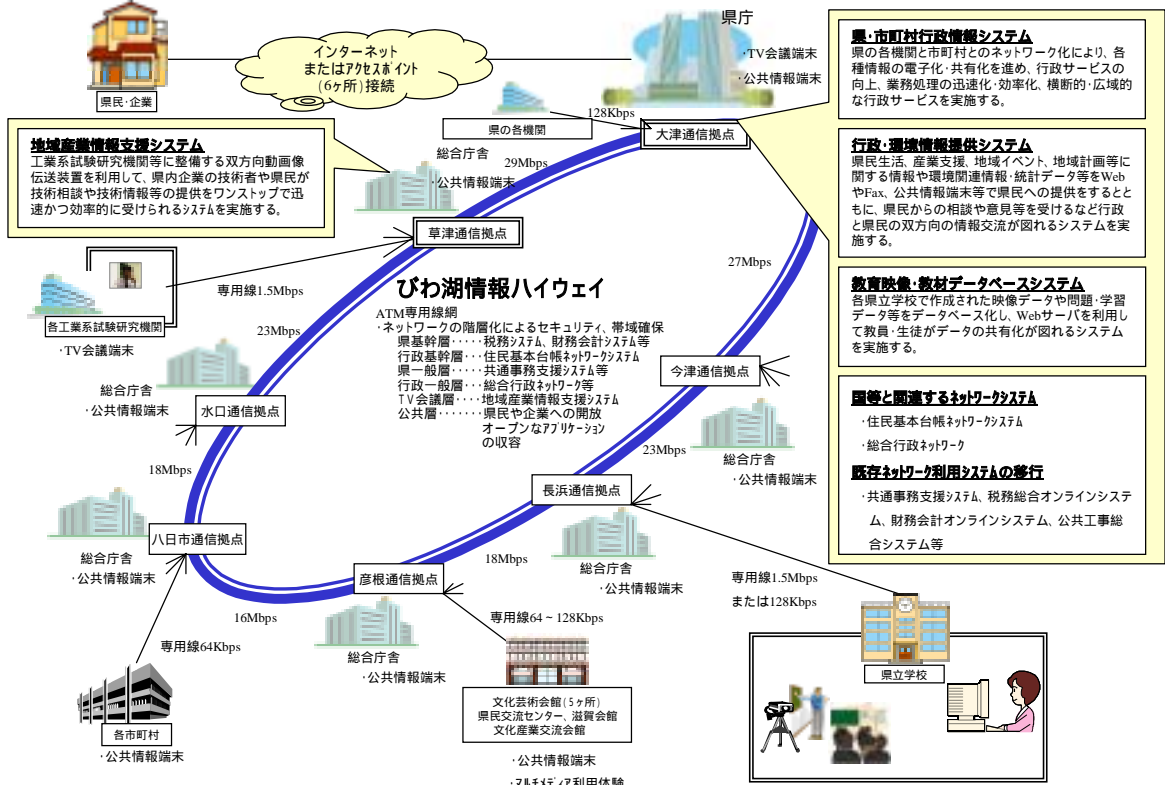
## 資料3

## 県市町村行政情報ネットワークシステム検討会議 検討経過

開催日	会議名	検討内容等
H12.7.19(水)	第1回全体会議 行政情報化講演会	・県市町村行政情報ネットワークシステム検討会議会則(案)について ・「ネットワークを活用した行政運営の変革と電子自治体への取り組みについて」 (社)行政情報システム研究所理事長 百崎 英 氏
H12.7.28(金)	第1回代表者会議	代表者会議のスケジュールと検討項目 県市町村行政情報ネットワークシステムの概要 県市町村ネットワーク活用業務調査内容について 他府県事例紹介(愛知県:あいち自治体ネット)
H12.8.28(月)	第2回代表者会議	県市町村ネットワーク活用業務調査結果(中間集計)について システム仕様(基本アプリケーション部分)について その他(行政情報化国・地方公共団体連絡会議の概要について)
H12.9.19(火)	第3回代表者会議	システム仕様(汎用アプリケーション部分)について ネットワーク接続方法、接続機器条件について その他(「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策の推進に関する指針」について)
H12.10.11(水)	第4回代表者会議	セキュリティ対策について 運用管理方法・体制について 運用規約等について その他(「総合行政ネットワーク説明書」について)

H12.11.20 (月) ~ H12.11.24 (金)	ブロック別会議 (草津・水口・八日市・彦根・長浜・今 津の各ブロック)	「県市町村行政情報ネットワーク検討会議検討結 果報告書(案)について 平成13年度予算での対応について
H13.1.19 (金)	第5回代表者会議	地域イントラネット基盤整備事業および電子自治 体推進緊急整備事業を活用した(仮称)おうみ自 治体ネット構築について 電子自治体推進緊急整備事業の執行について その他(「総合行政ネットワーク実証実験概要書 (案)(市町村におけるシステム関係分)」)
H13.3.8 (木)	第6回代表者会議	県市町村間グループウェアについて 「県市町村行政情報ネットワーク検討結果報告書」 (案)について (仮称)おうみ自治体ネット運営協議会の設立に ついて
H13.3.23 (金)	第2回全体会議	市町村行政情報ネットワークシステム検討結果報 告書(案)について (仮称)おうみ自治体ネット運営協議会の設立につ いて その他

### びわ湖情報ハイウェイ構築イメージ図





資料5

## 電子自治体推進緊急整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 電子自治体推進緊急整備事業費補助金(以下「補助金」という)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、管内市町村(東京都23区を含む。)の電子化の推進を支援するためのシステムの整備等を行う都道府県を助成することにより、電子政府の実現のための基盤を構築することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、都道府県が当該都道府県管内の市町村の電子化推進を支援するために整備するシステム等に関する事務で次項に掲げるものを行うために要する経費(以下「補助対象経費」という)について、都道府県に対し、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 前項の都道府県が当該都道府県管内の市町村の電子化推進を支援するために整備するシステム等とは、次の各号に掲げるものとする。
- (1)都道府県と市町村を結ぶネットワークに要するサーバ等の基本装置の整備(設置工事費、基本プログラムのインストール経費、各種保守経費を含む)。
  - (2)市町村に対する専用端末の整備(設置工事費基本プログラムのインストール経費、各種保守経費を含む)。
  - (3)ネットワークに関する運用説明会の開催
  - (4)サーバに導入するアプリケーションソフト
  - (5)その他管内市町村の電子化推進を行うのに必要と自治大臣が定めるもの

(補助金の額)

第4条 前条に定める補助金の額は、補助対象経費のうち自治大臣が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする都道府県知事は、別記様式第1による交付申請書を自治大臣に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 自治大臣は、前条の規定に基づき補助金の交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し補助金を交付すべきものと認めた場合は交付決定を行い、別記様式第2による補助金交付決定通知書を都道府県知事に対して送付するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 自治大臣は、前条の交付決定に際し、その目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 都道府県知事は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第6条の規定による決定通知があった日から起算して30日以内に自治大臣に申し出なければならないものとする。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更の承認)

第9条 都道府県知事は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第3による変更申請書を自治大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 自治大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 都道府県知事は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第4による申請書を自治大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延の届出)

第11条 都道府県知事は、補助事業が交付申請書に記載した予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5による報告書を自治大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 都道府県知事は、補助事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第6により、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書を自治大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 自治大臣は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合には、これを審査し、補助事業の成果が国庫補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事に別記様式第7により通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後に支払うものとする。

( 交付決定の取消し等 )

第 15 条 自治大臣は、第 10 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく自治大臣の処分又は指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の場合において、当該補助事業の取消しに係る部分に関し、すでに国庫補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前項の返還を命ずる場合（第 1 項第 4 号の場合を除く）には、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該返還及び納付の命令がなされた日から起算して 20 日以内とし、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものである。

5 自治大臣は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

( 財産の管理等 )

第 16 条 都道府県知事は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な使用を図らなければならない。

2 自治大臣は、都道府県知事が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

( 財産の処分の制限 )

第 17 条 都道府県知事は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、自治大臣の承認を受けなければならない。ただし、一件の取得金額又は効用の増加額が 50 万円未満のもの及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第 1 条に規定する耐用年数の期日までの期間を経過したものについては、この限りでない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

( 補助金に係る経理 )

第 18 条 都道府県知事は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し補助金の使途を明らかにしておかななければならない

2 都道府県知事は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補助事業の検査等)

第19条 自治大臣は、法第23条の規定に基づき補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、職員をして検査等をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票(別記様式第8による)を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(提出部数)

第20条 この要綱に定める申請書、その他の書類の提出部数は、3部(正本1部、副本2部)とする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この補助金について必要な事項は、自治大臣官房総務審議官が別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は平成12年12月1日から施行する。

2 平成13年1月6日以降、この要綱中「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と「自治大臣官房総務審議官」とあるのは「総務大臣官房総括審議官」と読み替えるものとする。

(別記様式省略)